平成３０年（フ）第３６９号
広島市中区中島町10番11―1103号
債務者　ビストロ橋本こと　橋本　幸男
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
大分県杵築市大字南杵築2363番地
債務者　田代　啓子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第７２号
高知市神田125番地１　レジデンス優美36―513号室
債務者　沼　絵里子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　法貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４５５号
京都市南区東九条南河辺町43番地、前住所京都市上京区今小路通御前通西入上る観音寺門前町821番地56
債務者　石原　政和
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松枝　尚哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県奄美市笠利町大字里473番地２
債務者　太平　了一
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早瀬　弥恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第１７３８号
沖縄県那覇市字国場286番地　長浜アパート301、前住所大阪市平野区喜連西６丁目２番33―404号
債務者　池田　宣善
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９６号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地15棟404号室、前住所京都市西京区大枝東長町１番地376
債務者　山本　美沙
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市伊敷町1996番地６
債務者　木原　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目５番１号　タイショウハイツ102号
債務者　高味　直哉
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下之薗優貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２２３号
鹿児島県鹿児島市清和３丁目25番42号
債務者　古賀　祥浩
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４７８号
埼玉県鴻巣市加美２丁目７番７号
債務者　宮地　陽三
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１４３号
大阪府茨木市竹橋町13番１号　ニュービルド403号
債務者　斎藤さおり
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　裕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１６８号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目24番１―510号
債務者　吉田　彰宏
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田興治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２１３号
大阪市北区浪花町11番18号
債務者　池田裕昭こと　ＨＡＮ　ＹＯＯＳＯ　韓　　裕昭
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城之内太志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２１７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目13番11号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目５番36―108号
債務者　八木　知之
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６１号
愛知県春日井市気噴町北２丁目115番地
債務者　橋本　国博
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部